

ID: 40

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市証明等手数料条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第62号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第7条 第2条の手数料の徴収について違反した者は、次項に定めるものを除くほか、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
各課共通			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日